

【想定出題趣旨速報】

2026年度 慶應義塾大学ロースクール入試

民訴

作成：The Law School Times 編集部

【民事訴訟法】

問1

本問は、具体的な事案を題材に弁論主義の基本的な理解を問う問題である。

本問は「本件事実を当事者の主張がなくても判決の基礎とすることができるか」と聞いていることから弁論主義の問題であることが分かる。

この点、裁判所は、当事者のいずれもが主張しない事実を、裁判の基礎にしてはならない（弁論主義の第1テーゼ）ところ、本件事実を当事者の主張がなくても判決の基礎とすることが同原則に反するのではないか検討する必要がある。

具体的には、弁論主義の適用範囲について主要事実にあぶことを論証したうえで、本件事実が主要事実にあたるかどうか論じることとなる。主要事実とは要件事実にあたる具体的な事実をいい、要件事実とは訴訟物の発生・障害・消滅・阻止などを導く実体法上の抽象的な法律要件にあたる事実をいう。

本件訴訟はXの甲土地所有権確認訴訟であるところ、本件事実はYの主張するXY間売買という抗弁に対する買戻しの再抗弁の主要事実である。

したがって、本件事実に弁論主義の適用があり、かかる事実につき当事者の主張がないにもかかわらずこれを判決の基礎とすることは弁論主義に反して許されない。

弁論主義の適用範囲や弁論主義の趣旨に遡った丁寧な論述ができると高評価となることが予想される。

問2

本問は具体的な事例を通して既判力について基本的な理解を問う問題である。具体的には既判力の作用場面、既判力の消極的作用について論じることが求められている。

「後訴において、Yは、X・Y間の売買を主張して、Xの所有権を争った。Yの主張は許されるか。」という問題文から、既判力の消極的効力（遮断効・失権効ともいう）が問題となると考えられる。既判力の消極的作用とは、当事者は後訴において、既判力の生じた前訴判決の判断に反する主張・立証をすることがゆるされず、裁判所もまたそうした主張・立証を取り上げることができないことを指す。本問では、前訴判決にかかる既判力の消極的作用に

よって、後訴においてXY売買を主張して争うことが許されないのではないかという点について論じることが求められよう。

そして、論述にあたっては、その前提として前訴既判力が後訴に作用することを認定する必要がある。既判力の作用場面は①後訴の訴訟物が前訴の訴訟物と同一の場合、②後訴の訴訟物が前訴の訴訟物の先決問題となっている場合、③前訴の訴訟物と後訴の訴訟物が矛盾関係にある場合である。本問では、前訴訴訟物はXの甲土地所有権であり、後訴の訴訟物は甲土地所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権である。このことから、②後訴の訴訟物が前訴の訴訟物の先決問題となっているといえる。

したがって、前訴判決の既判力は後訴に作用することになり、前訴口頭弁論終結時より前に存在したX・Y間売買の事実について後訴で主張して争うことは既判力により遮断され許されないこととなる。

以上